

一般社団法人日本神経精神薬理学会 学術奨励賞選出規定

2011年12月17日制定

2019年10月11日改定

1. 設置

日本神経精神薬理学会は、会則第4条に基づき学術奨励賞を設ける。

2. 名称

学術奨励賞の名称は、日本神経精神薬理学会 学術奨励賞 (Japanese Society of Neuropsychopharmacology Young Investigator Award) とする。

3. 対象

学術奨励賞は、将来性のある優れた若手の神経精神薬理学研究者を表彰するものとする。対象は、申請年12月末時点で、以下1)～3)の条件を満たすものとする。

受賞は年2名以内とし、基礎研究1名、臨床研究1名とする。専門領域は、応募時点で学会に登録しているものに拠る。

尚、本賞を受賞した者は再度応募する事は出来ない。

1) 受賞候補者の年齢は申請年の12月末時点で45歳未満とする。

ただし、産休、育休などで研究が途切れた者、医学部卒等の理由で研究歴が短い者などは、この限りではない。

2) 推薦日時点において、受賞候補者の会員歴が3年以上である。

3) 本年会での発表歴(筆頭演者)が1回以上ある。

4. 推薦

学術奨励賞の推薦者は、本学会評議員とする。推薦者は、下記の書類を学術賞選考委員会が指定した期日までに日本神経精神薬理学会学術賞選考委員会宛てに配達記録の残るもので提出する。

1) 推薦書類(様式1)

[推薦書、研究概要、原著論文・総説のリスト(本学会刊行物の場合は*印を付す)、本学会年会での発表リスト]

2) 候補者の履歴書

3) 代表論文3編の別刷

5. 表彰

学術奨励賞は賞状および副賞とし、年会の際に理事長より表彰する。受賞者はその研究成果をまとめ、受賞年度の年会において受賞講演を行う他、”Neuropsychopharmacology Reports” に受賞記念の総説等を発表し、また学会ウェブサイトにて当該研究の紹介記事を寄せるものとする。

6. 選考

1) 学術奨励賞の選考は、学術賞選考委員会にて行う。

2) 選考委員は臨床系および非臨床系委員各5名(委員長を含む)から構成される。

3) 本学会年会での発表や学会誌への掲載も選考基準となる。

4) 学会事務局は、推薦書類を事前に選考委員に送付する。

- 5) 選考対象者と同一の講座(大学以外の機関はこれに準ずる部局)に所属する選考委員は、その年度の選考には加わらないものとする。
- 6) 適任者がいない場合は選出しないことがある。
- 7) 学術賞選考委員会は受賞者を決定し、委員長は該当者なしの場合を含めて理事長に報告する。委員長は年会の際に開催される理事会に選考経緯および結果を、また評議員会に選考結果を報告する。

付 則

- 1) 本規定を変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。